

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年3月24日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 高橋 寿幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557
ロベルトシュトゥンパー通り9A
(9A, Rue Robert Stumper, L-2557 Luxembourg, Grand
Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一木 剛太郎
弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 一木 剛太郎
弁護士 竹野 康造
弁護士 岡田 綾子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

**【届出の対象とした募集(売出)外国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】** ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
(NIKKO MONEY MARKET FUND)

- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資
信託受益証券の金額】
- ()USドル・ポートフォリオ
100億アメリカ合衆国ドル(約9,405億円)を上限とする。
 - ()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
50億オーストラリア・ドル(約4,897億円)を上限とする。
 - ()カナダ・ドル・ポートフォリオ
50億カナダ・ドル(約4,629億円)を上限とする。
 - ()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
50億ニュージーランド・ドル(約3,936億円)を上限とする。
- 【縦覧に供する場所】
- 該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年5月31日に提出した有価証券届出書(平成25年9月2日付、平成25年9月30日付および平成26年3月3日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)の記載事項のうち、訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

(注) ___の部分は訂正箇所を示します。

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

<訂正前>

1 名称、資本金の額及び事業の内容

(前 略)

15 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2013年3月末日現在 80億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

(中 略)

2 関係業務の概要

(中 略)

15 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社(日本における「販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

(後 略)

<訂正後>

1 名称、資本金の額及び事業の内容

(前 略)

15 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2013年3月末日現在 80億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

(平成26年3月24日に「三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社」から社名変更。)

(中 略)

2 関係業務の概要

(中 略)

15 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社(日本における「販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

(後 略)